

## 巡視、点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

### 1 点検業務の区分

#### (1) 工事期間中の点検

設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点をおく。

#### (2) 竣工検査

設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

#### (3) 月次点検

主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験をいう。

#### (4) 年次点検

月次点検の点検項目に加え、施設の運転を停止して絶縁抵抗測定などを行う点検、測定及び試験をいう。

#### (5) 精密点検

年次点検の点検項目に加え施設の運転を停止して継電器動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。

#### (6) 臨時点検

異常が発生した場合、発生するおそれがある場合の原因探究等をいう。

### 2 点検の実施回数

#### (1) 工事期間中の点検

工事期間中は毎週 1 回以上行うものとする。

#### (2) 竣工検査

工事完成後行うものとする。

#### (3) 月次点検

月次点検は、毎月 1 回以上行うものとする。

(4) 年次点検

精密点検を3年に1回行い、精密点検を行わない年は、年次点検を行うものとし、精密点検を行った翌年度から起算して3年以内に、次回の精密点検を行うものとする。

(5) 臨時点検

必要の都度行うものとする。

3 点検の方法

(1) 外部点検

次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭、温度測定等により点検を行うことをいう。

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) 外部精密点検

施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4 工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

別紙4「工事、維持、運用に関する点検、測定及び試験項目」のとおり